

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 南海トラフ地震防災対策推進計画の目的

山口県内の全ての石油コンビナート等特別防災区域が、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第3条に規定する南海トラフ地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)に指定されたことから、同法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震(時間差発生等による後発地震を含む)に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項等を、南海トラフ地震防災対策推進計画(以下「推進計画」という。)に定め、当該区域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

※ 推進地域

平成26年3月28日に、下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町及び平生町が推進地域の指定を受けた。

※ 推進地域の指定基準

- ①震度6弱以上の地域
- ②津波高が3m以上で海岸堤防が低い地域
- ③防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮

※ 後発地震

南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべり等を観測された後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震のことをいう。

第2節 推進計画の実施主体

山口県石油コンビナート等防災本部(以下「防災本部」という。)は、毎年、推進計画に検討を加え、必要に応じ、これを修正するとともに、特定事業所や特別防災区域協議会、関係機関等の協力を得て、この計画に基づき防災活動を実施する。

また、南海トラフ地震が発生したときは、防災本部を中心に、直ちに地震、津波に関しての情報収集、提供を行うとともに、災害応急対策を実施する。(「山口県石油コンビナート等防災本部の組織(第1章第3節)参照」)

第3節 基本的事項

推進計画は、山口県地域防災計画(震災対策編第3編第20章)を基本とする。

第4節 石油コンビナート災害の特殊性を踏まえた防災対策の推進

石油コンビナート等特別防災区域における防災対策は、山口県石油コンビナート等防災計画によるほか、石油コンビナート災害の特殊性を踏まえ、特に、次の事項について推進する。

第1項 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項

- 1 特定事業所及び関係機関は、「関係機関の予防対策(第2章第2節)」に基づき、予防対策を講じるとともに、特に特定事業所においては、既存設備の耐震性向上や地震時の行動基準の作成、津波への対応、地盤の液状化対策等に努める。
- 2 特定事業所は、「特定防災施設、防災資機材等整備計画(第2章第5節)」に基づき、特定防災施設、防

災害資機材等を整備し、適切に維持管理を行うとともに、南海トラフ地震の発生に備え、災害防御活動に必要な防災資機材の整備に努める。

第2項 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

- 1 特定事業所は、「関係機関の予防対策（第2章第2節）」に基づき、重大な影響を被る設備・機器への浸水防止対策、浮遊流動物を架台に固定するなどの流出防止対策、津波漂流物流入防止のためのフェンスの設置等により、予め、津波による施設被害の低減に努める。
- 2 特定事業所は、南海トラフ地震が発生したときは、「災害防御活動計画（第3章第5節）」に基づき、津波が到達する前の限られた時間内で、津波襲来時の安全対策を行う。
（津波襲来時の安全対策）
 - タンカー桟橋での入出荷の緊急停止
 - 施設、設備の安全な停止、内容物の封じ込め
 - 事業所内の保安パトロール
 - 漏洩等が発生した場合の緊急遮断
 - 施設内への浸水防止措置等
- 3 特定事業所は、津波襲来時の安全対策を実施後、「避難計画（第3章第10節）」に基づき、速やかに避難を行う。
- 4 特定事業所の災害が発生したときは、「初動対応マニュアル」に基づき、特定事業所、特別防災区域協議会及び関係機関が一体となって初動対応を行う。

第3項 時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項

「津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項（第2項）」によるほか、特定事業所は、後発地震による津波の発生に備えて、自衛防災組織として準備すべき措置の内容、救急要員、救急資機材の確保等救急体制として準備すべき措置の内容を防災規程等に定めるものとする。

また、特定事業所は、南海トラフ地震臨時情報が発表されたときは、以下の対応を行う。

- 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）
状況に応じて防災対応を準備・開始する。
- 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
最初の地震発生から1週間を基本に、日ごろからの地震への備えを再確認する。それ以降2週間経過までの間は日ごろからの地震への備えの確認などの対応を行う。2週間経過後は大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、通常の企業活動を行う。
- 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
最初の地震発生から1週間（ゆっくり滑りの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間。同項において以下同じ。）を基本に、日ごろからの地震への備えの確認などの対応を行う。
1週間経過後、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、通常の企業活動を行う。
- 4 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）
通常の企業活動を行う。

第4項 防災訓練に関する事項

特定事業所及び関係機関は、「防災訓練（第2章第3節第2項）」に基づき、南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。

訓練の実施に当たっては、地震対策や津波襲来時の安全対策、避難、更には関係事業所や関係機関との連携、

協力体制を取り入れるなど、より実際に即した訓練となるよう努める。

第5項 関係機関との連携協力の確保に関する事項

関係機関は、「関係機関の任務（第1章第2節）」に基づき、連携協力してその任務を遂行する。

特に、南海トラフ地震においては、同時多発的な災害発生が想定されることから、特別防災区域協議会を中心に、地区ごとの自主保安体制の整備に努める。

第6項 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

1 特定事業所及び関係機関は、「防災教育（第2章第3節第1項）」に基づき、防災教育を実施する。

2 特定事業所及び関係機関は、「災害情報伝達・広報計画（第3章第8節）」に基づき、災害情報を収集・共有し、必要に応じ、住民に対し迅速かつ的確に広報を行う。

特に、市町は、「住民広報マニュアル」に基づき、特定事業所と一体となった災害広報体制の整備に努める。